

平成30年度 京都市立東総合支援学校「学校いじめ防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、文部科学省が定めるいじめの定義を踏まえて、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月改訂）を受けて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 委員会名 いじめ・不登校対策委員会

(2) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 指導担当副教頭 支援部長 学部長 養護教諭 生徒指導主任（小）
生徒指導主事（中・高）（当該児童生徒学年主任・担任）スクールカウンセラー

(3) 開催時期

月に1回開催する。

(4) 保護者・生徒への周知方法

- ・ホームページへ掲載する
- ・学校だよりなどで児童生徒の学校生活の様子を知らせる

(5) 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学部・学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備・授業改善

- ・個別の包括支援プランに基づき、全ての児童生徒が、一人一人のニーズに応じて、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・保護者に、いじめは絶対に許されないことや命の大切さについてなど、理解や協力を求める。

ウ 人権教育の充実

- ・人権意識を高めるため、教育活動全般を通して人権教育の充実を図る。
- ・保護者に、いじめは絶対に許されないことや人権の大切さについて理解や協力を求める。
- ・人権週間の取組で、学部・学年等で人権標語・スローガン等を作成し、話し合う。

エ 体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（体育祭・文化祭）を通して人間関係づくりを行う。
- ・地域住民に積極的に学校行事への参加を呼びかけ、交流を図る。

オ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・児童生徒会活動や各学部・学年・学級活動の活性を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

力 児童生徒同士の絆づくり

- ・図書室に、人権に関する本のコーナーを設置する。
- ・「学校だより」等にいじめや命に関する「コラム」を載せる。
- ・集会（学年・学部・全校）などで子どもたちの心に訴える。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報の集約と情報の共有

- ・日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関する情報がある場合には、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で共有した情報は学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・実態把握をするため、アンケートを実施する。（複数回）
- ・学校評価の児童生徒によるアンケートにおいても、いじめの実態把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・積極的な教育相談に向けた週間の設置。
- ・スクールカウンセラーとの連携を図る。

(ウ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について、児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・携帯電話等に関する問題等について児童生徒に周知する（ケータイ教室などの実施）

(エ) その他

- ・登校、休み時間などの校内巡視による児童生徒の見守り活動を実施する。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制を構築する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童生徒の支援や加害児童生徒への指導、周りの児童生徒の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

- ① いじめ(が起こっている可能性)の把握
 - ・児童生徒の声・言動、家庭や地域からの連絡、連絡帳など
- ② いじめ・不登校対策委員会の招集と情報把握
 - ・情報収集および事案についての共通理解
- ③ 情報分析および指導方法・役割分担
 - ・被害側への聞き取りおよび配慮・支援
 - ・加害側への聞き取りおよび指導・支援
 - ・見ていた側への聞き取りおよび指導・支援
- ④ 保護者への連絡と支援
 - ・被害側と加害側の双方への連絡(即日が原則)および支援をする
- ⑤ 児童生徒(全体)への指導および支援
 - ・集会(学年・学部・全校)など状況に応じて指導や支援をする

※京都市教育委員会への報告(適宜)、事案によっては、警察へも連絡

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・当該児童生徒とインターネットや携帯電話等に関する重要性を再確認し、指導する。
- ・学校と保護者間で連携を取りつつ、情報通信機器の使い方や約束を決める。関連する児童生徒の様子を見守りながら、必要に応じて指導をする。

エ 「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。
- ・いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日頃から児童生徒の様子を見守り、必要に応じて児童相談所や警察と連携して解決に向けて取り組む。

(4) 教職員の資質向上(校内研修)

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「京都市立東総合支援学校いじめ防止等基本方針」「いじめ・不登校対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等について校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・児童生徒理解研修、人権研修、道徳研修、障害理解等、関連する研修において年間を通じて総合的に行う。
- ・いじめの問題についての事例研修など実践的な内容を持った校内研修を実施する。
- ・学部・学年会等で日常的に児童生徒の情報交換を行い共通理解を図る。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で各部の児童生徒の情報交換を行い共通理解を図る。

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「京都市立東総合支援学校いじめ防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に向けて保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・P T Aと協力し、人権教育を推進する。
- ・京都市立東総合支援学校 P T Aとの連携のもと、いじめ問題や「京都市立東総合支援学校いじめ防止等基本方針」に対する理解を深める。
- ・いじめの事案によっては、警察との連携を密にし、被害児童生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童生徒・被害児童生徒の心身のケアを図る。
- ・日頃からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にする。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校のいじめ・不登校対策委員会で質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき、②相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校のいじめ・不登校対策委員会で、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者への発信 関係機関との連携
4	校内研修「障害理解」	学級開き 新入生を迎える会 自主通学生徒の会	新学年での児童生徒の様子観察	家庭訪問週間 授業参観
5	校内研修「学校いじめ防止基本方針」の共通理解、事例研修 いじめ・不登校対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」	自主通学生徒の会 全校集会 各委員会（学部合同） 体育祭	教育相談	授業参観
6	いじめ・不登校対策委員会 「いじめ・不登校に関して、気になる児童生徒情報の共有」 …以後のいじめ・不登校対策委員会でも気になる児童生徒情報の共有を続けて行う	自主通学生徒の会 全校集会 ケータイ教室（自主通学生） 生徒総会（高等部）	いじめに関する記名式アンケートの実施 教育相談	授業参観 ケース会議週間 学校運営協議会
7	いじめ・不登校対策委員会 (調査結果の情報共有) ケース担当者会	自主通学生徒の会 全校集会 各委員会（学部合同） 非行防止教室（自主通学生） リーダー講習会	教育相談	授業参観 高等部説明会
8	いじめ・不登校対策委員会 校内研修「人権教育」 校内研修「道徳教育」	自主通学生徒の会 全校集会 各委員会（学部合同）	夏休み明け児童生徒の様子の観察	
9	いじめ・不登校対策委員会	自主通学生徒の会	教育相談 学校評価	休日参観 ケース会議週間
10	いじめ・不登校対策委員会	自主通学生徒の会 全校集会 非行防止教室（中学部生徒） 各委員会（学部合同）	教育相談	ケース会議週間 学校評価
11	いじめ・不登校対策委員会	文化祭 自主通学生徒の会	いじめに関するアンケートの実施 教育相談	
12	いじめ・不登校対策委員会 (調査結果の情報共有)	人権月間の取組（高等部） 自主通学生徒の会 全校集会	教育相談	授業参観 人権街頭啓発活動
1	いじめ・不登校対策委員会 ケース担当者会	自主通学生徒の会 全校集会 薬物乱用防止教室 (自主通学生)	冬休み明け児童生徒の様子の観察 教育相談	授業参観 入学相談（高等部）
2	いじめ・不登校対策委員会 (学校いじめ防止プログラムの見直し)	自主通学生徒の会 全校集会 各委員会（学部合同）	教育相談	ケース会議週間 入学説明会および半日入学 学校評価
3	いじめ・不登校対策委員会	自主通学生徒の会 卒業生を送る会	教育相談	ケース会議週間